

要望事項 (優先順位 1)

国道367号線沿い東側(八瀬登山口～大原美濃瀬橋間)の樹木伐採と拡幅工事

要旨

国道367号沿いでは、過去に一部枝打ちをしていただきましたが、樹木伐採が必要な箇所がまだありますので、土地所有者との話し合いを行っていただき、道路からはみ出る樹木による、大型観光バスの屋根や側面との接触障害を解消するとともに、道路自体の拡幅工事をおこなっていただくよう要望します。

また、一昨年9月の台風21号による倒木処理もできていないため、併せて実施をお願いします。

回答**(産業観光局)**

倒木処理につきましては、森林所有者に行っていただくことが原則ですが、本市では森林所有者向けの支援制度を創設するとともに、所有者による復旧が困難である箇所については、治山事業等の実施を京都府に要望しているところです。事業の実施に当たっては、所有者調査や倒木の処理作業など、地域の皆様方の協力も不可欠ですので、御協力をお願いいたします。

(建設局)

本市では、非常に厳しい財政状況の中、通学路等における安全な歩行空間の確保や道路ネットワークの強化などに重点的に取り組んでいるところです。

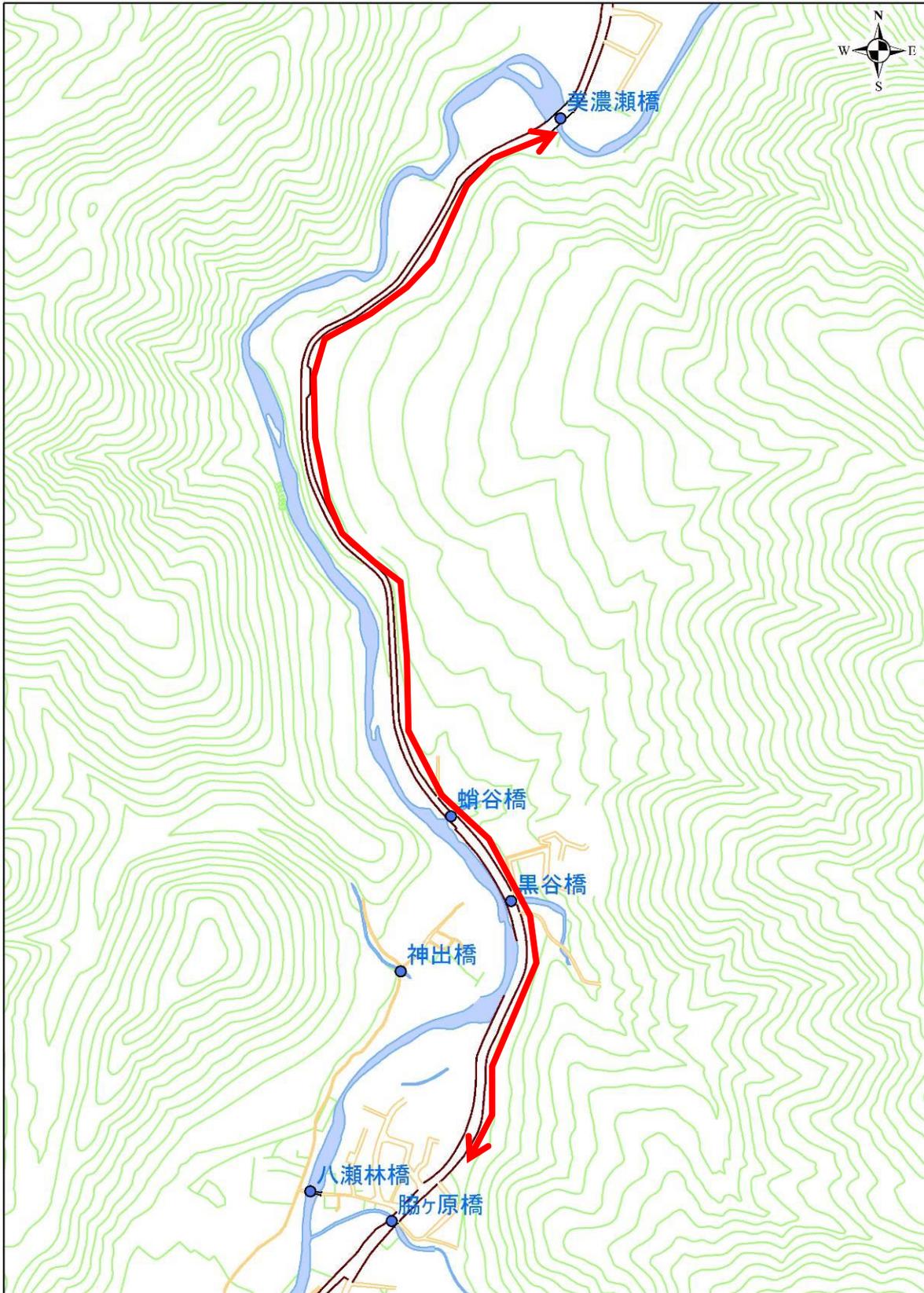
その一方で、多くの路線で事業の一時休止等を行っている状況にあり、御要望いただきました国道367号の拡幅につきましては、事業着手は困難な状況ですので、御理解を賜りますようお願いいたします。

道路沿いの民有地から道路にはみ出た樹木の枝の伐採は、当該樹木(又は土地)の所有者が行うことが原則です。今後も地元の皆様の御協力をいただきながら、適切な樹木の管理をお願いしてまいります。

なお、道路上にはみ出た枝等のうち、大型バス等に接触し事故を誘発するおそれがあるもので、緊急性が高いと判断したものは、順次、左京土木事務所で枝打ち等を実施してまいります。

また、一昨年9月の台風21号による倒木については、交通に支障のない倒木が一部残っておりますが、警報発令時には土木事務所が24時間体制で災害に備えるとともに、市民生活への影響が大きい道路のパトロールを実施するなど、被害を未然に防ぐ取組を実施することで、道路が安全に通行できるよう取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

地図



特記事項:

1:5,500